業	務	委	託	閲	覧.	設	計	書
	,177		μυ	IZU	70	H/\	HI	

設

栫

計

業務委託番号	まち防委託 第2号
業務委託名	荒川交流センター耐震2次診断業務委託
業務委託対象箇所	いちき串木野市 荒川 地内
工期	令和7年8月29日まで(日間)
契約担当者	いちき串木野市長 中屋 謙治
指示事項	
入札執行	令和 7年 4月22日 午前 10 時から

注意事項

- 74 1. 設計書を閲覧しようとするときは、入札指名通知書を係員に提示してください。 2. 閲覧は必ず所定の場所で行い、設計書はみだりに持ち去らないこと。 3. 閲覧後は閲覧票に記名捺印すること。

_
隻
=
ж

委 託 番 号 まち防委託 第2号

委 託 名 荒川交流センター耐震2次診断業務委託

委 託 概 要 耐震2次診断 一式 R C 1 F 326㎡

耐震診断業務委託料計算書

委	託	名	荒川交流センター	-耐震2次	診断業務委託	Ē				
							対象床面積	32	6.0	m^2
設訂	十業:	務委託	料				•			_
		一金		I	円		構造	RC	造	
							階数	1	階	_
							·			_

K(設計委託料)	= Y _	. + J		_ =	
】 J(消費税相当額)	= Y _	×	10%	=	
Y(設計価格)	= (A	+B	+C		
	+D _				
	=				

A 直接人件費 = (別紙)

B 諸経費 = (別紙)

C 技術料等経費 = (別紙) =

D 特別経費 = (別紙) =

設計業務委託計算書

荒川交流センター耐震2次診断業務委託

A 直接人件費 = ① × ② (小数点以下切り捨て)

B 諸経費 = A \times 1.0

C1 技術料等経費 = (A+B) × 0.15 以内 = (+

)*0.15以内

D 特別経費 =

= (A + B + C1) + DY1 設計価格

)+

J1 消費税 = Y1 × 0.10

= *0.10

K1 設計委託料 = Y1 + J1 = -

建築設計業務委託料算定表(改修設計)

[直接人件費]算定 国交省算定式より A(業務人·時間数) 326 業務時間 人件費/時間 直接人件費 Ι 直接人件費 諸経費率 諸経費 [諸経費] П 再算定 直接人件費+諸経費 技術料等経費率 技術料等経費 0.15 以内 [技術料等経費] ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ ※CADデータがある場合等、O~0.15の間で調整する。 特別経費 IV [特別経費] 業務の実態に応じて算定 ・コア採取及び試験22,000円 ×3箇所 ・診断結果判定経費 (I+Ⅱ+Ⅲ)×1 66,000 $(I + II + III) \times 10\%$ 業務価格 : 上記 Ⅰ~Ⅳの合計 ٧ [消費税等相当額] =[業務価格] x [消費税等] 業務価格 税率 消費<u>税等相当額</u> 10%

[設計業務委託料の合計]

耐震診断業務委託仕様書

1 委託番号 まち防委託 第2号

2 委託名 荒川交流センター耐震2次診断業務委託

3 対象簡所 いちき串木野市 荒川 地内

4 建物概要 構造 RC造

> 階数 1階 延床面積 326 m²

5 書類の提出

- (1) 受託者は業務着手にあたり次の書類を提出すること。
 - ① 建築士法第24条の5に基づく書面
 - ② 設計工程表
 - ③ 設計者経歴書

6 委託業務の概要

- (1) 事前調査
- (2) 耐震診断(2次診断)

7 耐震診断の要領

耐震診断は電算プログラムを用いて2次診断を行い、その内容は①耐震診断結果報告書、 ②調査報告書、③耐震診断計算書、④建物図書、⑤入力データ、⑥その他(委託しようと するものの求めに応じること)

なお、耐震診断等は、国土交通省住宅局建築指導課監修「既存鉄筋コンクリート造建築物(耐震診断基準 (財)日本建築防災協会」に基づいて行う。

8 提出図書

報告書はA4版に製本し、2部提出すること。 報告書の構成は次のとおり

- (1) 耐震診断
 - ① 耐震診断結果報告書

- ② 建物調査報告書
 - ・建物概要調査票

- ・建物の規模及び外観調査表
- ・履歴外観調査の結果
- ·履歴外観調査(経年指数(T)の調査票)
- ・形状指数(SD)の計算表
- ・コンクリートコアの強度及び中性化試験記録

- ③ 耐震診断計算書
- ④ 建物図面
 - ·付近見取図、配置図 1/500~1/600 ·基礎伏図 1/100~1/200
 - · 各階平面図 1/100~1/200
- ・梁伏図
- · 軸組図 1/100~1/200
- ・脆弱性柱が表現された図面 1/100~1/200
- ⑤ 入力データ (診断、図面)
- ⑥ その他(指示されたもの)

9 その他

- ・耐震診断が適正に行われているか、発注者が認める建築物耐震診断判定委員会の審査を 受け判定書を提出すること。
- ・本耐震診断設計業務委託は、契約規則及び本耐震診断設計業務委託仕様書並びに係員の 指示により実施する。